

赤十字救急法基礎講習会

開催要項

赤十字水上安全法救助員養成講習 I

[目的]

事故防止思想を普及し、正しい応急手当の知識と技術を習得するとともに、水を活用して健康の増進を図り、水の事故から生命を守るため、水上安全法講習会を開催します。

[講習日時]

平成26年5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)

9時～17時 計18時間

[講習会場]

山口県スポーツ交流村

光市光井2丁目19-2 TEL 0833-71-1144

[主催]

日本赤十字社山口県支部

[指導者]

赤十字水上安全法指導員

[講習内容]

救急法基礎講習は、傷病者を医師や救急隊員に引き継ぐまでの一次救命処置について「赤十字救急法基礎教本」を使用し、水上安全法救助員養成講習 I は、主にプールでの事故防止について「赤十字水上安全法講習教本」を使用し、次の内容により学科及び実技指導を行います。

また、最終日に実施する検定に合格されると水上安全法救助員 I 認定証が交付されます。

- ・赤十字救急法基礎講習
 - ① 赤十字救急法について ② 手当の基本 ③ 一次救命処置 (BLS)

- ・赤十字水上安全法救助員養成講習 I
 - ① 赤十字水上安全法について ② 水の事故防止 ③ 泳ぎの基本と自己保全
 - ④ 救助 ⑤ 応急手当

[受講資格]

満15歳以上で一定の泳力を有する者

※「一定の泳力」とは、クロール及び平泳ぎで各100m以上、クロール又は平泳ぎで500m以上、横泳ぎで25m以上、立ち泳ぎで3分以上、潜行で15m以上泳ぐこと並びに1m以上の高さからの飛びこみができる技術及び体力をいう。

[受講料]

受講料は無料

ただし、当日、講習教材費（教材・保険代等）として、2,200円を要します。

[募集人員及び申し込み方法]

(1) 講習定員30名

講習定員を超えた場合は、申込書の受付順とし、お断りの通知をしない場合は、受け付けたものとします。

(2) 申し込み方法は

受講申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、郵送又は FAX で

〒753-0094 山口市野田172-5

日本赤十字社山口県支部事業推進課 あて 申し込んでください。

申込期限 5月16日（金）

[受講者が用意するもの]

筆記用具、実技用の服装（水着、トレーニングウェアなど）、タオル

その他必要と思われるもの

[その他]

(1) 講習の性格上、遅参・早退を予定した参加は認められません。

(2) 全日程を受講された方には、受講証を交付します。

(3) 講習に関するお問い合わせは、

TEL 083-922-0102 日本赤十字社山口県支部事業推進課 本田まで